② 平成22年４月１日から本工事の掲示日までの期間に元請として施工を完了した土木工事のうち、担当技術者以上の技術者として下記に掲げる工事の従事経験を有すること。

・ＤＩＤ同等地区又は交通規制ありの条件下での道路改良工事

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 申請者と直接的かつ恒常的雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤ 実際の施工に当たって、監理技術者等を途中交代できるのは、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の場合、受注者の責によらない契約事項の変更の場合（関係機関協議や履行中の解体工事の遅延等による本件工事の現場施工着手日の変更、現場施工期間延長等）、工事工程上技術者の交代が合理的と認められる場合等とする。なお、やむを得ず交代する場合は、上記①から④までの条件を全て満たす技術者を配置すること。

⑥ 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合は３名を限度とする。

⑦ 本件工事契約締結後、直ちに監理技術者等の配置が必要である。現場施工（現場事務所設置、資機材搬入、仮設工事等）の着手後は、監理技術者等の専任が必要となる。契約締結後から現場施工着手までの期間の監理技術者等の専任は不要である。

⒀ 専任特例２号の配置を行う場合においては、以下の兼務要件をすべて満たすこと。

《兼務要件》※監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象外

① 監理技術者補佐の要件（建設業法施行令第28条に規定の、主任技術者の資格を有する者のうち１級の技術検定の第一次検定に合格した者、又は１級施工管理技士等の国家資格者、若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者）を満たす技術者を本工事に専任で配置すること。

② 兼務する工事は、２を超えないこと。

③ 専任特例２号が兼務する他の工事と本工事の距離が直線距離で10㎞程度であること。

④ 専任特例２号及び監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（配置の日以前に３か月以上の雇用関係）があること。

⑤ 専任特例２号と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制を確立すること。

⑥ 専任特例２号は監理技術者補佐の補助を受け、監理技術者が行うべき職務（安全管理、品質管理、工程管理、施工における主要な会議への参加、現場巡回、主要な工種・工程における施工時の立会い等）を適切に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導すること。

⑦ 兼務する工事の発注者が、専任特例２号の配置を認めている工事であること。

⒁ 令和５年４月１日から申請書及び資料の提出期限までの間に当機構が東日本地区で発注した工事種別「土木」（同期間内に「枠組み協定一括発注」又は「追加工事協定一括発注」が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。以下本項において同じ。）において調査基準価格（※１）を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（工期末が令和６年10月１日以降の工事については、70点未満とする）（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）においては、次の条件を全て満たしていること。

① 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し低入札価格調査中の者でないこと。

② 当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

※１ 調査基準価格とは、入札書比較価格（予定価格に100／110を乗じて得た額）の7.5／10から9.2／10の範囲内で、予定価格の算定金額における直接工事費に97％、共通仮設費に90％、現場管理費に90％、一般管理費に68％をそれぞれ乗じて得た額を合計したものをいう。

⒂ 総合評価に係る施工計画等が安全性、確実性、経済性などの観点から適切であり、不備なく記載されていること。施工計画が、未提出又は白紙提出の場合は、提出書類不備による失格とする。また、施工計画の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

⒃ 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⒄ 上記に定めるものの他、本入札公告及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

３ 入札手続等

⑴ 担当本部等

① 申請書及び資料、工事計画地の現地確認に関する事項　〒163―1313 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー13階）独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　技術監理部　企画第１課　電話03―5323―0925

② 入札手続きに関する事項、令和７・８年度の一般競争参加資格に関する事項　〒163―1315 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー15階）独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部　経理課　電話03―5323―0718

⑵ 入札説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間　令和７年10月15日（水）から令和８年３月４日（水）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～１月３日）を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分まで（ただし、正午から午後１時00分の間を除く。）。ただし、ＦＡＸ送付期限は令和８年２月27（金）午後４時00分まで。

② 交付方法　入札説明書等は、当機構ホームページに掲載する。設計図書等（ＣＤ化したもの）の交付を希望する場合は、入札説明書に添付する「設計図書・現場説明書交付申込書」及び「秘密保持に関する確約書」の写しを上記の期間に送付し申し込むこと。（ＦＡＸ受領後、ＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するように発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。なお、交付資料については無償とするが、着払いにて送付するので送料は交付希望者の負担とする。

【ＦＡＸ送付先】独立行政法人都市再生機構　東日本都市再生本部　総務部　経理課　電話03―5323―0718　ＦＡＸ03―5323―0638

⑶ 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

① 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。（添付する書類は入札説明書別添様式１の表紙１枚のみでよい。）ただし、やむを得ない事由により、発注者に書面による入札の承諾を得た場合については、申請書の提出期間内に持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間　令和７年10月16日（木）から令和７年11月７日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後４時00分（ただし、正午から午後１時00分の間は除く。）まで。

※ただし、共同企業体として提出する場合、「特定ＪＶ登録申請書等」の提出及び登録がされた後に提出可能となる。

提出場所　紙入札による場合は、上記⑴①に同じ。